



### 質問1

平成元年4月から消費税が導入されましたが、医業についても課税されるのでしょうか。基本的な仕組みについて教えてください。

### 回答

法令の規定に基づかない自由診療報酬等については、6.3%の税率による消費税および消費税の17/63（1.7%）の税率の地方消費税が課税されます。

平成元年4月1日から消費税（国税）が課税されています。その仕組みは次のとおりですが、自由診療報酬等については、非課税には該当しませんので、消費税および地方消費税が課税されることになります。

(1) 消費税および地方消費税は、特定の物品やサービスに課税する個別消費税とは異なり、消費に広く薄く負担を求めるという観点から、金融取引や資本取引、医療、福祉、教育の一部を除き、ほとんどすべての国内での商品の販売、サービスの提供および保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象として、取引の各段階ごとに6.3%の税率、地方消費税は消費税の17/63（1.7%）の税率で課税される間接税です。

(2) 消費税および地方消費税は、事業者には負担を求めるとはならず、税金分は事業者の販売する商品やサービスの価額に上乗せされて、次々と転嫁され、最終的には商品を消費し、またはサービスの提供を受ける消費者が負担することとされています。

また、生産・流通の各段階で二重・三重に税が課されることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を控除し、税が累積しないような仕組みが採られています。

### 質問2

今回、治療用の機器を180万円で購入しましたので、従来から使用している機器と合わせますと250万円になります（建物は含まれていません）。聞くところによりますと、減価償却資産にも固定資産税がかかるとのことですが、本当でしょうか。

**回答** 減価償却資産についても固定資産税がかかります。

固定資産税は、土地、家屋および事業の用に供される減価償却資産（自動車を除きます）についても、その年の1月1日現在の所有者に対して市町村から課税される税金で、そのあらまは次のとおりです。

(1) 納税義務者・・・毎年1月1日現在、償却資産課税台帳に登録されている名義人が固定資産税の納税義務者になりますので、年の途中で譲渡して現在所有していなくてもその年度分については納めることになります。

(2) 税額・・・土地等と同様、償却資産課税台帳に登録されている価格に税率1.4パーセント乗じて算出します。

なお、固定資産税には免税点が設けられており、同一市町村内に所有する償却資産については150万円までの場合は課税されないこととなっています。